

令和6年度答申第49号  
令和6年11月12日

諮問番号 令和6年度諮問第51号（令和6年10月10日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項1号は、当該特定求職者の収入の額が8万円以下であることを掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和5年9月12日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科（eラーニング）」（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から令和6年1月11日までであった。  
(就職支援計画書)
- (2) 審査請求人は、令和5年10月18日、処分庁に対し、本件訓練の令和5年9月12日から同年10月11日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について本件申請をした。支給申請書の収入記載欄には、本人収入30万5400円と記載されていた。  
(職業訓練受講給付金支給申請書)
- (3) 処分庁は、令和5年10月18日、本件申請に対し、「申請者本人の収入の額が8万円を超えているため」との理由を付して、本件不支給決定をした。  
(職業訓練受講給付金不支給決定通知書)
- (4) 審査請求人は、令和6年1月18日付けで、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。  
(審査請求書)
- (5) 審査庁は、令和6年10月10日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。  
(諮問書、諮問説明書)

### 4 審査請求人の主張の要旨

給付金の支給要件の本人収入額（8万円）を超える原因となった父からの30万円の仕送りは、誤送金である。審査請求人本人の収入ではなく父に返却さ

れるものであるため、本件不支給決定の取消し及び本件支給単位期間に係る給付金の支給を求める。

本件不支給決定当時は、社会的な労働による対価が収入であるという認識であり、仕送りによって給付金が支給されないとは認知していなかった。仕送りが本人収入になるという処分庁の説明が不明瞭であったことに不服があり、その説明責任の真価を問いたしたい。

(審査請求書、主張書面)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、本件不支給決定当時の給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」の改正等について（令和5年6月30日付け職発0630第1号、開発0630第1号職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同年7月1日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

給付金の支給要件の一つである本人収入の詳細については、求職者支援要領10043ハの（イ）から（ハ）までにおいて、おおむね以下のとおり規定されている。

### 【求職者支援要領10043】

#### ハ 本人収入の詳細

（イ）本人収入の範囲は、税引前の稼得収入及びその他収入全般である。

（ロ）「稼得収入」には、賃金（賞与を含む。）、個人事業者の事業収入（経費を差し引いた控除後の額）、役員報酬、不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額）等が含まれる。

なお、収入の算定においては、基本的に、当該収入については、その収入があった日（当該収入が口座に振り込まれるものである場合は当該口座に振り込まれた日）が属する支給単位期間の収入として取り扱うものとする（以下略）。

（ハ）「その他収入全般」は、各種年金、年金生活者支援給付金を含む税引前の収入全般である。（以下略）

- 2 審査請求人は、本件支給単位期間（令和5年9月12日から同年10月11日まで）において、9月25日に父親から30万円の仕送りを振込で受け取っており、また、10月10日に審査請求人がアルバイトで得た給与54

00円を振込で受け取っている。これにより、本件支給単位期間における審査請求人本人の収入が30万5400円となり、給付金の支給要件の一つである支給単位期間における本人収入が8万円を超えていることから、処分庁は、給付金の支給要件を満たしていないものとして本件不支給決定を行った。

- 3 なお、審査請求人は、仕送りが本人収入になるという説明が不明瞭であった旨主張するが、処分庁は、審査請求人に対し、本件訓練の開始前に2度にわたり、「求職者支援訓練受講生のみなさまへ（eラーニングコース版）」又は「職業訓練受講給付金（事前審査）チェックリスト」を手交し、税引前の給与や仕送り、経済的援助が本人収入になること等を審査請求人と確認しながら説明しており、処分庁としての説明責任を果たしている。
- 4 以上により、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないことから、棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めべき点はうかがわれない。

- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

前記第1の2（2）記載のとおり、給付金の支給を受けるには、当該支給単位期間の本人収入の額が8万円以下であることが必要である。

本件支給単位期間である令和5年9月12日から同年10月11日までの審査請求人の収入については、審査請求人は、支給申請書に30万5400円と記載しているほか、「受講給付支給申請チェック」の確認事項の「月の収入は8万円以下です。」に「いいえ」とチェックし、「職業訓練受講給付金支給申請に係る収入要件申告書」の申請に係る支給単位期間の本人収入につき、就労収入「5400円」、その他の収入・仕送り「300,000円」と記載している。

そして、審査請求人の銀行口座には、令和5年9月25日に「C」から30万円、同年10月10日に「D」から5400円が振り込まれている。

したがって、本件支給単位期間における審査請求人の収入が8万円を超えることは明らかである。

審査請求人は、30万円は誤送金である、仕送りによって給付金が支給されないとは知らず、行政側の説明が不明瞭であったことに不服があるとの旨主張しているが、上記のとおり、「受講給付支給申請チェック」「職業訓練受講給

付金支給申請に係る収入要件申告書」に審査請求人が記載したところによれば、月の収入が8万円以下であることが支給の要件であることを認識した上で、本人収入として、その他の収入・仕送り30万円を申告しているといわざるを得ず、審査請求人の主張は採用できない。

### 3 付言

本件不支給決定の通知書の理由記載欄には、「申請者本人の収入の額が8万円を超えているため」としか記載されておらず、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）8条1項が求める理由の記載として十分とはいえない。

行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない（行手法8条1項）と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるのであるから、本件不支給決定の通知書における不支給の理由の記載については、申請者本人の収入の額が8万円以下であることが給付金支給の要件の一つであることを根拠法条とともに示し、その上でその要件が満たされていないことを具体的に示すべきである。

本件のような不支給決定の理由の記載を十分になすべきことについては、これまでの当審査会の答申においても付言として再三指摘してきたところであるが、不支給決定の理由を十分に記載して、申請者が不支給の理由を正しく理解することができるようにすることは、不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条1項）にも資することになる。

### 4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史